

厚生労働省発生食1213第11号

平成 28 年 12 月 13 日

食品安全委員会

委員長 佐藤 洋 殿

厚生労働大臣 塩 崎 恭 久



食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて（照会）

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 1 号の規定に基づき厚生労働大臣が食品安全委員会に意見を求めるに当たり、下記の事項については、同項ただし書に規定される同法第 11 条第 1 項第 1 号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると解してよいか。

記

1. 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき定められた、食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号。以下「規格基準告示」という。）第 1 食品の部A 食品一般の成分規格の 5 の（3）に示す「2,4,5-T 試験法」を改定すること。
2. 規格基準告示第 1 食品の部A 食品一般の成分規格の 5 の（12）に示す「ダミノジット試験法」を改定すること。
3. 規格基準告示第 1 食品の部A 食品一般の成分規格の 5 の（16）に示す「マラカイトグリーン試験法」を改定すること。

